

平成 30 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 21 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成30年6月21日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第39号 江南市介護保険条例の一部改正について

議案第40号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第41号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債の補正のうち

スポーツセンター建設事業

議案第45号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

請願第19号 核兵器禁止条約の政府の署名と批准の意見書採択を求める請願年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 尾 関 昭 君 副委員長 中 野 裕 二 君

委員 森 ケイ子 君 委員 福 田 三千男 君

委員 河 合 正 猛 君 委員 鈴 木 貢 君

委員 古 池 勝 英 君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議 長 牧 野 圭 佑 君 議 員 東 義 喜 君

議員 藤岡和俊君
議員 稲山明敏君

議員 幅章郎君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 松本朋彦君
主査 梶浦太志君

議事課長 石黒稔通君
主任 徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

教育長 村良弘君

健康福祉部長 栗本浩一君

教育部長 菱田幹生君

こども未来部長 郷原実智雄君

高齢者生きがい課長 倉知江理子君

高齢者生きがい課主幹 酒井博久君

高齢者生きがい課副主幹 栗本真由美君

高齢者生きがい課主査 葛谷美智子君

高齢者生きがい課主査 伊藤貴弘君

福祉課長兼基幹相談支援センター長 平松幸夫君

福祉課主幹 大矢幸弘君

福祉課主査 瀬川雅貴君

福祉課主査 土谷武史君

福祉課主査 間宮健次君

健康づくり課長兼保健センター所長 平野勝庸君

健康づくり課主幹 中山英樹君

健康づくり課副主幹 青山啓子君

保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	相 京 政 樹 君
保険年金課副主幹	藤 田 明 恵 君
保険年金課主査	伊 藤 俊 治 君

教育課長	稲 田 剛 君
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	
	中 村 雄 一 君
教育課管理指導主事	伊 藤 勝 治 君
教育課主幹	仙 田 隆 志 君
教育課主査	千 田 美 佳 君
教育課主査	都 築 尚 樹 君

生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之 君
生涯学習課主査	岩 田 麻 里 君
生涯学習課主査	安 藤 裕 美 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	
	伊 藤 健 司 君
スポーツ推進課副主幹	宇佐見 裕 二 君

こども政策課長	鵜 飼 篤 市 君
こども政策課主幹	平 野 優 子 君
子育て支援センター所長	栗 木 益 子 君
こども政策課副主幹	長谷川 崇 君
こども政策課副主幹	石 田 哲 也 君

保育課長兼指導保育士	大 島 里 美 君
保育課主幹	向 井 由美子 君

保育課主査

横 井 貴 司 君

行政経営課主幹

安 達 則 行 君

行政経営課主査

山 口 尚 宏 君

陳述出席者（2名）

請願第19号 伊 藤 定 寛 君、水 野 秋 恵 君

午前9時30分 開 会

○委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会させていただきます。

厚生文教委員長の尾関と申します。5月の臨時会をもちまして委員長のほうを拝命させていただくことになりました。きのう、おとといと他の委員会が順調に運営されていきましたので、私も若輩者ながらしっかりと進めてまいりたいと思っております。

きょうは梅雨の晴れ間ということで、まだまだこの先、梅雨は続いていきますが、気持ちだけでも晴れ晴れとして運営を進めていきたいと思っております。本委員会は、ベテラン議員さんばかりの中で正・副委員長だけが若い人間で、うまく回るか心配ではございますが、いろいろな御意見をいただきながら、私たちも委員会を運営しながら成長していきたいと思っております。1年間、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 改めまして、おはようございます。

去る6月7日に6月定例会が開会をされまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でありますけれども御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

○委員長 では、市長のほうは退席いただきます。ありがとうございました。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第39号 江南市介護保険条例の一部改正についてを初め5議案と請願第19号 核兵器禁止条約の政府の署名と批准の意見書採択を求める請願の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前9時32分 休 憩

午前9時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁ともに簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言していただくよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外のときは退席していただいても結構です。

審査に移ります。

議案第39号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第39号 江南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第39号について説明をさせていただきますので、議案書の71ページをお願いいたします。

平成30年議案第39号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

72ページをお願いいたします。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、73ページをお願いいたします。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第3条は保険料率を規定したもので、第1項は平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を定めるものでございますが、保険料の所得段階を判定する際の合計所得金額は、第6号アにおいて、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額とされており、その特別控除額が規定をされております介護保険法施行令が今回改正されたことに伴い、引用条項を改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の72ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年8月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第39号の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　　介護保険税の改正を行ったときに、既に、この実際の内容としては変わらないんだけど、法律のほうが、いわゆる法第38条第4項が、今度、施行令の第22条の2第2項に変わったから条例の改正をする必要があるんだということなんですけれども、内容的にはそうすると、今回の条例改正で何も変わらないということによろしいんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　今回の条例改正におきましては、引用条項を改正するというものでございまして、介護保険料率等の内容が変わるものではございません。

○森委員　　これは、ことし平成30年から平成31年ですけれども、その前の平成29年までのものでも変わりはない、基本的には。今10段階になってい

ますよね。10段階のその仕分けで、今回、後でちょっと伺うんですけど、ここは第6段階が7万2,475円ということなんですけど、基本的には、この金額は若干、平成29年とことしでは変わっているんですけども、第6段階以上の所得の考え方は、基本的には変わっていないということでもいいですか。

○高齢者生きがい課長　基本的には変わってはおりません。ただ、合計所得金額につきましては、平成30年度から土地等の譲渡所得に係る特別控除後の額とするというものでございます。

○森委員　ということは、その土地の譲渡所得の平成29年までは、この所得控除がなかったということですか。

○高齢者生きがい課長　特別控除額を控除する前の合計所得金額としておりました。

○森委員　おりましたということは、大勢そういう人が見えるわけではないと思うんですけど、平成29年までは、土地の売買などがあった場合に、その方の所得がその年とかによって変わると、そのときだけ急激に上昇したとか、そういうことがあったけれども、この平成30年からは、そういうことは特になくなったというふうに理解すればいいですか。

○健康福祉部長　一般的な長期譲渡、短期譲渡の土地等を譲渡した場合は、特別控除というのは発生しない。収用だとか居住用の財産を譲渡した際に特別控除は発生する。その特別控除が発生した場合に、平成29年までは特別控除をする前の額を合計所得金額としていたんですが、平成30年度からは、その特別控除の適用は受けて、特別控除後で計算すると。単に土地とか建物等を売って譲渡所得を得た場合は、特別控除はありません。

○森委員　対象にならないと。

○健康福祉部長　対象にならなくて、その年の翌年は、判定としては上のほうに行くというところでございます。

○森委員　わかりました。いわゆる収用などのことがあったときの譲渡に関して特別な措置がとられたということですね。わかりました。

それで、これは今、第6段階ですけども、最終的には10段階まであるわけですけど、これは、10段階まで同じこの所得の考え方は、10段階まではこれで一緒ですよということでもいいわけですね。

○高齢者生きがい課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○森委員 はい、わかりました。

○委員長 よろしかったでしょうか。

○森委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時49分 休 憩

午前9時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第40号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 議案第40号について御説明を申し上げますので、議案書の75ページをお願いいたします。

平成30年議案第40号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るための課税限度額の引き上げ及び低所得者の負担を軽減するための軽減対象者の拡

大等について、所要の整備を図る必要があるからでございます。

76ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、77ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第2条は課税額について規定をしており、第2項は基礎課税額分の課税限度額を定めたもので、「53万円」から「58万円」に5万円引き上げるよう改めるものでございます。

第3項は後期高齢者支援金分の課税限度額を定めたもので、「18万円」から「19万円」に1万円引き上げるよう改めるものでございます。

77ページ下段から78ページにかけての第12条は国民健康保険税の減額について規定したもので、減額の対象となる納税義務者に対し、改正後の課税限度額を適用させることから、第2条の改正内容と同様に、基礎課税額分は58万円、後期高齢者支援金分は19万円と課税限度額を改めるものでございます。

次に、第1号から第3号までは、それぞれ7割・5割・2割の軽減の対象となる世帯の軽減基準について規定したものでございますが、第2号では、5割軽減の基準につきまして、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗すべき金額を「27万円」から「27万5,000円」に改めるものでございます。

第3号は、2割軽減の基準につきまして、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗すべき金額を「49万円」から「50万円」に改めるものでございます。

第14条は、特例対象被保険者等に係る申告について規定したもので、個人情報情報の情報連携によって必要な情報が把握できる状況であれば、雇用保険受給資格証明書等の提示が不要となることに伴いまして、規定の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、76ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は適用区分で、第1項の規定による改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

また、お手元に委員会審査資料を配付させていただいております。左上に議案第40号、委員会審査資料としたものでございますが、こちらで少し補足をして御説明申し上げますので、お手元の資料をごらんください。

まず、一番上の1番の表につきましては、課税限度額の引き上げの改正内容をあらわしたものでございます。

表の右側でございますのが、地方税法施行令に規定されております法定課税限度額でございますが、平成30年度分においては医療給付費分の法定課税限度額を4万円引き上げる改正がなされ、合計で93万円となっております。

表の左側が江南市の改正内容で、現状では江南市の課税限度額は合計で87万円であり、平成30年度におきましては法定課税限度額と6万円の差となりますが、国民健康保険の県単位化に合わせてこの差を解消することが望ましいと思われるため、今回、医療給付費分5万円、後期高齢者支援金分1万円の合計6万円を引き上げる改正をしようとするものでございます。

次に、その下の2番の表につきましては、軽減措置を拡大する改正内容をあらわしたものです。

国民健康保険に加入の世帯のうち所得が一定の金額以下の世帯につきましては、地方税法及び地方税法施行令により均等割額及び世帯別平等割額を一定割合減額することとされております。その割合は、加入者の人数、所得金額により7割・5割・2割に区分されますが、地方税法施行令の改正に伴い、江南市におきましても、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定の基準について、被保険者の乗すべき金額をそれぞれ現行「27万円」から「27万5,000円」、「49万円」から「50万円」に引き上げるものでございます。

以上で、議案第40号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　今回、課税限度額の引き上げということで、今までこの右側の表にあるように、江南市は、実際には法定限度額よりも低い形で限度額を設けていたわけですが、今回これで全部国の基準に合わせるということになるわけです。かなり大幅な引き上げになりますので、実際に負担をしていただく方にとってはかなり大きな負担になると思うんですけども、実際にこの限度額を超える所得というのは、標準的な家庭というか世帯でどのぐらいの金額になってくるんでしょうか。

○保険年金課長　改正後の課税限度額93万円に到達する世帯の年収ということでございますけれども、世帯主を45歳、その妻を38歳、子供2人で固定資産税を8万円納付している世帯をモデルケースとして計算いたしますと、給与収入で1,171万8,000円、所得に直しますと951万8,000円で到達する計算となります。

○森委員　わかりました。

それで、全体的には、この限度額を超える世帯というのはどのぐらいに、何世帯というか、どのぐらいの増収になってくるんでしょうか。

○保険年金課長　まず影響する世帯でございますけれども、平成29年度のデータで確認しておりますけれども、医療分、支援分及び介護分の全てが課税限度額に到達している世帯といたしましては、つまり年税額が87万円となっております世帯は80世帯ございました。そのうち今回の改正で93万円に到達する世帯は69世帯となる試算の結果でございます。この80世帯と69世帯の差分の11世帯につきましては、87万円を超えて93万円未満の間におさまる見込みでございます。

○森委員　税収的にはどうなんですか。

○保険年金課長　税収的には約930万円の増収となる見込みでございます。

○森委員　もう一つの軽減のほうですけれども、現実には7割・5割・2割軽減の対象になっている世帯というのがどのぐらいあるのか。実際に、今回のこの5,000円なり1万円の引き上げで、ふえる世帯というのはどのぐらいになるんですか。

○保険年金課長　こちらのほうも平成29年度のデータをもとに算定したもの

でございますけれども、改正前の各軽減の該当世帯となりますのは、2割軽減が1,662世帯、そして5割軽減が1,805世帯、参考でございますけれども、7割軽減は3,066世帯でございますして、合計6,533世帯が軽減に該当する世帯でございます。

また、拡大後の軽減該当世帯でございますが、2割軽減が1,706世帯、5割軽減が1,843世帯、7割軽減は変更がございませんで3,066世帯の、合計6,615世帯が軽減の対象となります。軽減の割合で言いますと、軽減拡大前が全体から見ますと49.4%が軽減対象でございました。拡大後につきましては、ちょうど50%が軽減の対象の世帯となる見込みでございます。

○森委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第41号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長 議案書の81ページでございます。

平成30年議案第41号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

はねていただきまして、82ページをお願いいたします。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第1条、第2条ともに条例第10条第3項各号に規定する放課後児童支援員の基礎資格を改めるものでございます。

第1条では、第4号、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とすることとして改めるものでございます。

第10号は、一定の実務経験があり、市長が適当と認めたものを加えるものでございます。

第2条では、第5号に学校教育法の一部改正による専門職大学の創設に伴い、その前期課程を修了した者を加えるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

83ページ、84ページには条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

以上で、議案第41号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 1点だけお願いします。

83ページの第10条の第3項の(4)の、これは教員の免許を有する者ということであるんだけど、例えば保育園の保育士さんはどうなりますか。放課後はやれないということ。

○こども政策課長 保育園の職員につきましては、第1号に保育士の資格を有する者ということで定めておりますので、そちらの規定により保育園の…

○河合委員 第1号。

- こども政策課長 はい。ここに、ちょっと新旧対照表のほうにはないんですけど、第1号から第10号まで、現在は第1号から第9号までございまして、その中の第1号のほうに保育士の資格を有する者ということで規定しておりますので、現在も改正後につきましても第1号で、保育士につきましても資格を有するというところでございます。
- 河合委員 わかりました。
- 委員長 ほかありませんか。
- 森委員 第4号が旧と新でどういうふうに違ってくるのか。何か免許状を有する者と明確化するというような今説明があったかと思うんですけど。
- こども政策課長 第4号でございまして。平成21年度から教員免許更新制が導入されております。改正前の規定では、教諭となる資格を有する者としてございました。教育免許の更新を受けていない場合の取り扱いが不明確ということがありましたので、今回改正をするものでございます。
- 森委員 というと、逆に言うと、もうある程度途中で、例えば結婚とかいろんな形で途中でやめられて、免許状の更新がされていない方がなろうとすると、できないということ、これは。
- こども政策課長 改正前の取り扱いといたしましても、その疑義がある部分が今回の改正につながっているところでございまして、更新をされていない方につきましても、放課後支援員として資格を有するという取り扱いでございました。これは国のほうからもそういう取り扱いで、改正前・改正後につきましても、その取り扱いについては変わらないということになります。明確にするということなので、改正前も改正後も免許の更新をされていない方は資格を有するというふうに見るということでございます。
- 森委員 ちょっと理解できないんですけど。それだったら、ここを改正する必要がないんで、教諭となる資格を有する者と免許状を有する者ということになると、免許状というのは更新した免許状を持っている。更新する前のでもいいと。
- こども政策課長 免許状というのは、要は資格を取られたときに与えられるものでございまして、免許状というのは期間は明記されてございますが、免許状を有しているという扱いになりますので、期間が切れた後につきまし

でも、免許状は持っているということになりますので。教諭になろうという方につきましては更新の手続が必要ということになりますので、その部分の疑義があったということで改めるものでございます。

○森委員　わかりました。

要するに、教員としてやろうとすると更新しなければいけないけれども、学童の支援員だったら更新していなくても、そのもとの免許状があればいいよと、そういうことね。わかりました。

それで、新たに規定される部分ですけど、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めるものというのが新たに加わって、これは、そういう資格があるとかないとかでなくても、支援員としていいよということなんですけど、問題は、この5年以上の経験というのがどういう形で加算されていくのかというのが。

○こども政策課長　放課後児童支援員につきましては、1支援の単位が40名でございますけど、2名配置するということになっております。それで、条例の中でただし書きといたしまして、1名はその補助員という立場で配置することができることになっておりますので、今回の対象の方につきましては、補助員という形で5年間、学童保育に従事していただいた方につきましては、まず基礎資格が与えられますので、その後、県の講習を受けていただければ放課後児童支援員となれるものでございます。

○森委員　それで、なおかつ研修を受けて、一定のこの研修と、言ってみれば試験のようなものを受けてなるという。研修さえ受ければいい。

○こども政策課長　研修を受講していただきまして、市長が放課後児童支援員として認めたものになれるものでございます。

○森委員　現在、そういう方というのは実際に見えるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○こども政策課長　現在、6月1日現在で1名の方がこの対象となり得る。ただし、期間がまだ5年経過しておりませんので、その方は5年たてば、こちらのほうに該当してくるということになります。

○森委員　はい、わかりました。

○福田委員　今のところですけど、今は5年もたっていないという形でした

けれども、これは5年も継続してやれば出すわけだね。そのときには年齢制限はないの。

○こども政策課長 特段、放課後児童支援員につきましては年齢制限というところは設けておりませんので、その人とお話しして、その状況を見させていただいて判断させていただくこととなります。

○委員長 よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債の補正のうち

スポーツセンター建設事業

○委員長 続いて、議案第43号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 高齢者生きがい課長 　　では、高齢者生きがい課の補正予算につきまして説明させていただきます。

議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は580万1,000円でございます。

内容につきましては、99ページの説明欄をお願いいたします。

介護保険財務事務事業の介護保険特別会計繰出事業につきましては450万5,000円の補正をお願いするものでございます。これは、介護保険システムの改修に必要な財源を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

介護保険法制度の改正に伴い、介護保険における利用者負担割合の見直しなど現行システムの改修を行うため、必要な事業費の増額分に対し、特別財源として国庫補助金が基準額656万7,000円の2分の1である328万3,000円が財源措置されますので、残額分を一般会計から繰り出すものでございます。

次に、その下、高齢者福祉施設維持運営事業の福祉センター維持運営事業につきましては129万6,000円の補正をお願いするものでございます。昨年9月まで老人福祉センター内で営業しておりました喫茶店の閉店に伴い、空き部屋となっております部屋の床や壁などの張りかえ等の修繕を行うものでございます。

以上で、高齢者生きがい課の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

- 委員長 　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 古池委員 　　98ページ、99ページの下段のほうの高齢者福祉施設維持運営事業の福祉センターの件ですが、もうちょっと前も御説明があったかと思いますが、詳しく説明いただけますか。

- 高齢者生きがい課長 　　老人福祉センター1階におきまして、グリルウオセンが食堂を経営しておりましたが、昨年9月におきまして撤退をされてお

ます。その後、社会福祉協議会と市の間で空き部屋の有効活用につきまして検討をしてみました。その結果、今回、ボランティアセンターを喫茶店の跡地へ移動するという話が協議の結果まとまってまいりましたので、ボランティアセンターを1階のウオセン跡地に移動するため部屋の修繕を行うということになったものでございます。

○古池委員　このボランティアセンターというのは、先日もちょっと説明があったかと思えますけど、更生保護サポートセンターのことですか。

○高齢者生きがい課長　ボランティアセンターは、現在も2階の講習室におきましてボランティアの方々が使用していらっしゃるものでございます。更生保護サポートセンターにつきましては、保護司会の方が利用するため、新たに江南市社会福祉協議会におきまして更生保護サポートセンターを設置するというものでございます。

○古池委員　ということは、今まであったボランティアセンターが2階にあったかと思えますけど、それが下へおりて、2階に保護司、その更生保護サポートセンターを設置するということですね。

この今の1階の喫茶店の跡は、広さはどれぐらいの広さになりますか。

○高齢者生きがい課長　厨房部分を含みましての旧食堂の面積でございますが、およそ91平米となっております。

○古池委員　そうしますと、この今の喫茶兼食堂だったわけですけど、利用者にとってお昼の食堂とか喫茶ですね、不便を来すようなことはないでしょうか。

○高齢者生きがい課長　実際に、昨年9月末をもちまして喫茶店は閉業という形になっておりますが、その後、御不便の声が上がっているという状況はございません。

○古池委員　はい、わかりました。有効利用していただくようお願いいたします。

○森委員　関連なんですけど、いつもこういう予算が出ると、えー、こんなにかかるのと思うんですけど、逆に、この金額でやれるというのが今回の感想なんですけど、厨房部分を全部壊して、それで会議室にするわけでしょう、ボランティアセンターに。そうしたら、今は、あそこの中にあった食堂

のものというのは、全部もう外へ出ちゃっているんですか。ウオセンが持っていたものというのは。

- 高齢者生きがい課長 厨房につきましては、ウオセンが撤退する段階で、冷蔵庫やガス台などを既に撤去しております、現在は倉庫として使用できる状況でございます。

あと、修繕の実際の内容でございますが、今回修繕する部分は、厨房を除き、レストランのカウンター、机・椅子等の設置をしております、そちらの部屋の約55平米の修繕が主なものとなっております。内容は、壁の塗りかえ、天井のビニールクロスの張りかえ、床の長尺シートの張りかえ、またカウンターと一部手洗いの撤去を含むという状況でございます。

あと、使用します机・椅子につきましては、前食堂の経営者が社会福祉協議会との話の中で使用可能なものとして残してございますので、それをそのまま使用する、あるいはほかのものにかえるかというところに関しましては、まだこれから社協と詰めていくという状況でございますので、椅子・テーブルについては残っておるという状況でございます。

- 森委員 だって、レストランのソファですから、実際に今度ボランティアセンターでいろいろな実務をやろうとしたら、ちょっとそぐわないと思うし、それなりの備品が必要になってくると思うんですけど、そういう予算は一つも今ここに組みれていないんで、実際にやれるんだろうかという思いがするんですけど。

- 高齢者生きがい課長 現段階で先ほど申しましたボランティアセンターを1階のこの跡地へ移すということまではほぼ決まっておりますが、常時ボランティアセンターとして使用するものではございませんので、使用しない日程につきましては、どのような形の有効利用ができるかというところは、まだ検討中でございますので、詳細については今後ということになりますが、必要な備品につきましては社協のほうの予算で賄っていただける範囲内というふうなお話をさせていただいております。

- 森委員 今まで江南市は、ちゃんとしたボランティアセンターがなかったんですよ、本当に。だから、今まで福祉センターの2階で必要な書類やいろいろなものが、ばあっと置いてあって、カーテンが引いてあって、こっちが

会議をやっているときには、申しわけありませんと入ってきたり、非常に肩身の狭い思いをしてボランティアの方が活動をされていたんで、やっぱりきちんとしたボランティアセンターとして独立した部屋を持つということは必要なことだと思うんです。その中で、ボランティアの人たちのいろいろな活動、それから時には相談事、そういうものもその中できちっとやれるように、そういう意味では、これは貴重なスペースができると思うので、その辺のところはもっときちっとやっていただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、今までの指定管理の中で、この中の食堂の部分は指定管理に入っていなかったんじゃないかと思うんですけど、その辺の扱いはどうなりますか。

○高齢者生きがい課長 委員のおっしゃいますとおり、現在、食堂に関しては指定管理の中には入っておりませんので、指定管理者に係る契約変更につきましては9月議会にて上程をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員 はい、わかりました。

○中野委員 済みません、これは補正前の60万5,000円だったと思うんですけども、これは補正で129万6,000円上がってきた理由というのはどういう形になるんですか。事前に60万円で……。

○高齢者生きがい課長 お風呂のろ過装置の修繕の予算を当初予算として上げさせていただいております。

○福田委員 今のところですけど、指定管理ではなかったということで、これは業者から使用料というのはいただいていたんですか。

○高齢者生きがい課長 目的外使用料としていただいております。

○福田委員 幾らだったのでしょうか。

○高齢者生きがい課長 平成29年度目的外使用の食堂施設といたしまして21万1,599円、これは年間ですので、9月末で閉店しておりますが、契約は10月末まででございましたので、そこまでの電気使用料や水道使用料なども含まれております。

○福田委員 そのいきさつなんですけれども、業者さんのほうから撤退したいという申し入れがあったのか、それとも今のような計画が出てきてという

ような形の話し合いでこういう撤退になったのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○高齢者生きがい課長　ウオセンの閉店におきましては、お店側のほうからの申し出でございました。

○福田委員　はい、わかりました。

○委員長　ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、福祉課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の98ページ、99ページの下段のほうをお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は375万9,000円でございます。内容につきましては、99ページの説明欄をお願いいたします。

生活保護システム運用事業は、生活保護システムの改修委託料として375万9,000円の補正をお願いするもので、本年10月から実施されます生活保護基準の見直しに対応するものでございます。なお、この事業費の増額分につきましては、特定財源として国庫補助金が2分の1財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　本会議でもあったと思うんですけど、何でそのシステム改修をやるのに全額、これは国の勝手な基準の見直しでシステム改修をやらなきゃいけないのに半分しか出ないんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護費のほうの扶助費につきましては、支出額の4分の3に係る金額を国庫補助金のほうで交付されております。今回のシステム改修につきましては、生活困窮者就労準備支援事業費

等補助金ということで所要額が補助されます。こちらのほうも前回同様なんですけれども、国庫補助率のほうは2分の1という規定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員 江南市のほうから、こういうことは全額出すべきじゃないかという、それぞれの自治体からも声が上がっていると思うんですけれども、国の事情で改修しなきゃいけないものについては、やっぱり強く要望していかなくちゃいけないと思うんですけど、もう一つ、実際問題として、どういう見直しが行われるかということで、今回は5%ぐらいですかね、だけど、その前に、5年前か何年前になるのか見直しがされています。そのときにはかなり大きくて、10%ぐらいの引き下げが行われて、かなり大変だったんですけど、そういうふうに見ていくと、実際にこの間、生活保護費というのはどのぐらい下がってきているのか、また10月から実施されることによって、さらにそれが下がることになるわけなので、どのぐらいで引き下げが行われることになるのか、実際の扶助費だとか母子家庭の例だとかということで出してもらえるといいですけどね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 扶助費につきましては、現状、今回の見直しにおいてどれぐらい影響があるかというのは全て把握しておりませんが、扶助費の推移については、その年の生活保護の受給者の方の人数によって変わってきますので一概には言えませんが、昨年度末ですと、大体扶助費の合計として9億3,500万円ほど扶助費がありました。その前年度については9億9,800万円ほどで、6,000万円ほど減額しております。こちらのほうは、たまたま平成29年度のほうの生活保護の受給者の方が40人ほど減りましたので、その影響があるかと思えます。それまでについては生活保護の人員世帯数もずうっと伸びておりましたので、結果的には平成28年度末までは、ずうっと3,000万円程度伸びておった状況でございます。

○森委員 40人減ったというのは、どういう理由が事情があったのか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 生活保護の受給世帯でいいますと、やはり高齢者の方が非常に多いという事例となっています。現状としては、亡くなられたとか、景気の影響によって生活保護を廃止される方も見えました。あと、年金受給者の関係で年金受給期間数の短縮がございましたので、

その関係で年金収入がふえたという実例がありまして、その関係で、ちょっと若干、生活保護の受給者数が落ちてきたという現状でございます。

○森委員 保護基準が変わって切られてしまったというような方は、この間はないですか。

もう一つは、逆に今度、その10月からの見直しによってそういう世帯が出てくるんじゃないかと思うんですけど、このボーダーラインにいる人たちの中で、その辺の見通しというのは。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 現状としては、生活保護のほうが廃止されるかどうかというのは現状としてはつかんでおりません。今回の減額幅というのが議案質疑のほうでも御説明いたしました、75歳の高齢の単身世帯で、改定1年目で330円ほどの引き下げ、3年後につきましても990円の引き下げということになっておりますので、その関係でいいますと、今回の改正に伴って廃止されるというところまではいかないんじゃないかなというふうに思っております。

○森委員 もう一点、母子家庭でも、高校生と中学生とが、今まで高校生に重きが置かれたということ。それと、逆に幼児だとか低年齢のほうで、むしろ今度は下げられるというようなことが起きてきて、その辺で母子家庭なんかに対する影響というのはどうなんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 先日、モデルケースで紹介いたしました母子3人世帯の母36歳、子供13歳と9歳のケースでは、改定3年目について減額という結果でございました。母子世帯全てモデルケースとして試算しておるわけではありませんが、現状のところを言いますと、世帯人員の年齢とか世帯構成の関係で、高校生のいる世帯というのは比較的伸びる推測はされておりますが、小学生以下の方ですと若干減るのではないかというふうに感じております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もありませんので、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第43号の途中ではございますが、審議中ではございますが、私から、これから請願のほうの審査を差し込みでお願いさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、当委員会に傍聴の申し出がありましたので、傍聴については委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。傍聴を許可したいと思いますが、御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようですので、許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

〔傍聴人入室〕

○委員長 では続けます。

請願第19号 核兵器禁止条約の政府の署名と批准の意見書採択を求める請願

○委員長 請願第19号 核兵器禁止条約の政府の署名と批准の意見書採択を求める請願について議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第19号、平成30年6月11日受付、件名、核兵器禁止条約の政府の署名と批准の意見書採択を求める請願。

請願者、江南市五明町石橋150、愛知県原水爆被災者の会（愛友会）、理事 伊藤定寛、ほか294名。

紹介議員、森 ケイ子、東 義喜、掛布まち子、中野裕二。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1をごらんいただきたいと思います。

核兵器禁止条約の政府の署名と批准の意見書採択を求める請願。

請願趣旨。

国際史上初めて核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟

国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択されました。禁止条約の第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらに、その「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し、「自国の領域または自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、2017年のノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与されました。

江南市も加盟し、世界162カ国7,536都市に加盟する平和首長会議は、2017年8月の第9回総会で、「核兵器禁止条約の採択を心から歓迎」し、条約の早期発効を求める特別決議を可決しました。

被爆者の悲願であり、唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、核兵器禁止条約に早期に署名し批准することが求められています。

そこで、核兵器の撤廃と国際平和都市を宣言する江南市議会が、政府に対し「核兵器禁止条約の早期署名と批准を求める」意見書を採択し、送付していただくよう切にお願いします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

意見陳述の申し出がありますので、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。

また、陳述出席者につきましては2名を希望されております。

意見陳述を許可いたしたいと思いますが、御意見はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようですので、意見陳述を許可いたします。

陳述出席者の方に申し上げます。陳述される方は、お一人でお願いいたします。陳述時間は、おおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人(伊藤) 私は、愛知県原水爆被災者の会の伊藤と申します。また、皆さんにはいろいろと御請願にお力添えいただきありがとうございます。

私が被災したのは年齢10歳で、国民小学校の4年生のときです。そのときの家族の構成は、祖母、両親と私の兄弟6人で9人家族だったんですけど、原爆のおかげで6人は亡くなりました。3人残って生活しているんですけど、その原爆症のおかげで、いろいろと病気とか、何度か起きました脳梗塞、大腸がん、大動脈乖離、私は大腸がんで原爆症の認定を受けて今も通院しております。私はいろいろと話すことはございますが、私よりも愛友会の事務局長の水野に、その次の話はしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○陳述人（水野） 私、愛友会愛知県原水爆被災者の会の事務局をやっております水野と申します。伊藤さんは江南に住んでいらっしゃるしまして、長崎の被爆です。私は広島の被爆です。

実は、参考資料を持っておりますので、ぜひこれを委員の方々にお配りしたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○陳述人（水野） よろしくお願ひいたします。

〔資料配付〕

○陳述人（水野） その参考資料は、実は先日、6月12日から15日まで東京で被爆者の63回目の総会が行われました。その折に、そこに書いてありますように、内閣総理大臣、外務省の河野大臣、それから厚生労働省の加藤大臣に、全国の被爆者の総意として、その要請書をお渡しいたしました。その後、私どもは総会の特別決議をして、その資料を今配付させていただきました。

実は、先ほどの請願を出した中にも触れておりましたけれども、昨年、122の国連の参加している国々が賛成をいただきまして、そのうち、今のところ59名の国々が署名をしてくれています。その人たちが署名をしても、その国の議会で批准をしなければ有効とならないということで、今、世界では随時、その批准が行われております。今のところ10カ国ということになっておりますが、この1日、2日に、スイスと南太平洋の国々のところが、2カ国がするという情報を私ども得ておりますので、私たち被爆者は、ことしじゅうに、もしかしたら来年になるかもしれないけれども、これは批准されて有効な条約になると確信をしております。そういうときに、ぜひ江南市で、

議会で話し合いをしていただくということは大変ありがたいというふうに思っております。多分、御存じのことかと思えますけれども、全国で63%の議会の方々が論議をして、賛成の意見というか、国に対して唯一の被爆国として意見を出すようにということを既に出してくださっています。そして、その数でいいますと1,059の自治体の長の方々がそういう意見を出してくださっております。その1,059の中には20の県庁の県知事さんたちが出してくださっているということも資料として私どもは知っております。随時、日々数がふえていくことを望んでおりますので、これはぜひ、先ほども申しましたように、ことしじゅうか来年になるかもしれませんが、批准する国が必ず50を超え、国連の条約として有効になるというふうに確信しておりますので、ぜひ御判断いただきまして、切なる願い、被爆者の願いを聞いていただけるとありがたいというふうに思っております。以上です。

○委員長　　ありがとうございました。

これより委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお応えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○河合委員　　先ほどもらった資料で、安倍内閣総理大臣に出された要望書の中に、記として3番目に、日本国憲法第9条を遵守し、総理大臣の言う9条に自衛隊を明記することはと云々と書いてあるんですけど、これと今回と何の関係あるのかなあとと思います。

○陳述人（水野）　　それはやめていただきたいという、被爆者は戦争の被害者であるということなので、それを書きました。多分書いたんだと思います。

○河合委員　　それと自衛隊を明記するのと全く関係ないと思うんですね。直ちに自衛隊を明記したら、おたくらが言われるのは戦争につながると言われるんですけど、私はそうじゃないと思いますから、この記はおかしいと思うんです。これもこれに含めて書くということは、私は大反対です。

○陳述人（水野）　　もう既に首相にはお渡ししてしまいましたし、そこの枠外にも書いてあると思うんですけども、自民党の中に被爆2世の方、各会

派に被爆2世の方がいらっしゃいまして、その方たちに呼ばれて被爆者の方がお話をしたときにも、多分そういう話が出なかったんですね、私たちの会議のところでは。大変申しわけありませんが、帰りましたら、そういう意見があったということを伝えます。

○委員長　　ほかありませんか。

○森委員　　河合さんの、それはそういう思い、その見解の相違だと思うんですけども、大事なことは、今回、核兵器禁止条約が国連で採択をされた、それに対して被爆者の思いとして総理大臣にも届けたということでありまして、特に、この総会決議は皆さんの思いが書かれているというふうに思います。

それで、実際に被爆の実態がどうだったのかということで、今、伊藤さんからもみずからの体験で、9人家族の中で6人も原爆の被災に遭ったという話があったんですけども、例えば江南市で今、かつて保健所に登録されていた方で四十数人という話は聞いているんですけども、今はどのぐらい見えるかというようなことはわかりますか。

○陳述人（水野）　　多分半分ぐらいになっていると思います。愛知県全体で4,000人近くおりました被爆者が、今2,000人弱になりましたので。確実な数は今持っておりませんが、必要でしたらまた送らせていただきます。

○森委員　　それが実際に、この請願の文書表のこういうような中にもある、いわゆる高齢になって、ぜひ急いでこの核兵器禁止条約を批准してほしいという、そういう思いだというふうには受けとめていました。

○委員長　　ほかありませんか。

○鈴木委員　　今、この請願とか、あるいは今、伊藤さん、水野様のお声を頂戴しまして、心情的には非常に大変だなということを理解はできました。ただ、こういった今回の請願内容を見させてもらいました。それで、私なりに考えてみますと、今回のこうやって122カ国、こういう賛成もあるということもあるんですが、今回の条約の背景には、今、皆さんもあるような核軍縮の進展の遅さに対する非核兵器国による不満や、早急に前進させるとする願いがあるという、それはすごく共感します。また、今言ったように122カ国の賛成でこの条約が採択されたことは、これは本当に共感できるものである

というふうに思っております。また、この I C A N がこうした取り組みによってノーベル賞もいただいた、そういったことについても、こういった活動については高く評価するというものは、これは異論を私も持ってはおりません。

しかし、客観的に言いますと、この条約の中に、核兵器保有国が全く参加していない、こういう事実、それから逆に、そのことがこういった条約を含めて批准することによって、核保有国と非核保有国との溝を深くしていくと、そういった懸念をされていることもやっぱりあると思うということを認識しなくちゃいけないというふうに思っております。

もし、この今の状態で条約が発効しても、全世界の核兵器は一つとして減ることにはならないと、このように考えます。そうしたことを含めて、また、この条約には核抑止力の論点、現実的な整理がされておられません。条約参加国に直ちに核兵器の保有を廃止することだけを求めておるということで、日本及び世界の安全保障を考えた場合、あくまで核兵器保有国と非保有国の協力のもと、現実的に減らすという、そうしたことの取り組みを重ねていくことが大事ではないかというふうに思っております。そうしたことを考えると、日本の立場としては、当然今言ったように被爆国ですから、本当は先頭を切って進めないかんというのも、心情的には理解できるんですけども、現実的な考え方をしたときには両方の立場に立って核保有国と非核保有国の、言うならば橋渡しの役割ということを日本はやっぱり進めていくべきではないかということは重要でないかというふうに私は認識しております。そうした観点から含めますと……。

〔「今は質問だから、思うことをどうかという」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員　　そういうことについてはどう思われますか。そういう視点、現実的に。

○陳述人（伊藤）　　国々の考えがあるので、それは何とも言えませんが、しかし、自分で守ることは国が守らんとはいけませんわね。国や国民を守ることが大事なところだと思います。だから、総理大臣にしても内閣にしましても、もう少し外交を通用するような発言をしていただきたいと思いません。私たちは戦争は反対なんです。一瞬において何万人という、本当に火の

海を私は経験したんですけれど、亡くなるんですね。一遍にですよ。江南市は3つぐらいなくなっちゃうんです。1つの原爆で。だから、それを見ると核兵器は本当にだめなんです。戦争は悪なんです。しかし、何十億という地球人、みんながみんなわからんもんですから、それを納得していくのは政治、すなわち内閣だと思っただけなんです。もう少し国民のことを思っていったら、もう少しまた考えが違ってくると思うんですけどね。私は、戦争は他国が攻めてきた場合には守るのは大事なんです。自分の身は自分で守る。だから、自分の国、日本の国は日本が守らんといけないということです。しかし、それだけの力を持ってほしいと思います。

だから、そういうことで、本当に核兵器を知った人は戦争はしないです。戦争する人は核兵器の怖さを知らないからです。一瞬によって何十万人、何万人が亡くなったということを、火の海の中にありんこと同じで、それが何十万人という人が亡くなるんですね。原爆1発ですよ。それを、もう少し政府も国民のことを考えてほしいと思いますね。それで、原爆に遭った人だけしかその気持ちはわからんと思うんですわ。だから73年前は、本当に私は10歳でしたけど、小学校で教育勅語、軍人勅諭、私は軍人勅諭で、一つ、軍人は忠節を尽くすことを本分とすべしと小学校4年生に習ったんです。そういう時代だったんです。だから、時代に合わせても日本国民を守るのは政府の責任なんです。だから、戦争は私は嫌なんですけど、守ることは守らんとはいけません。

以上でございます。失礼しました。

○委員長　　ありがとうございました。

では、これをもって質疑を終結させていただきます。

陳述出席者の方は傍聴席にお戻りください。ありがとうございます。

○陳述人（伊藤）　　じゃあ、どうも失礼しました。

○委員長　　これより審査を行います。

御意見をいただこうと思っておりますが、皆さんから御意見をいただきたいと思っております。順番はどうでしょうか。

○森委員　　その前に、条約そのものについて各会派に1部ずつお届けしたんですけれども、非常に長文なもんですから、その要点をまとめたものが、広

島市が発行した本当に簡潔な文書なんですけれども、ありますので、これをちょっと見ていただいとと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○委員長　　はい、配付を認めます。

〔資料配付〕

○森委員　　それでは私、紹介議員になっていきますので、ぜひ各委員、そして議会として、この政府が考え方を改めて、この禁止条約の承認に向けて手続を開始してほしいというふうに思いますので、ぜひそういう方向で議員の皆さんにもお願いをしたいというふうに思います。

それで、簡潔に、今配りました内容でいきますと、まず最初に条約の前文で、被爆者の苦しみと被害に触れ、人道の諸原則の推進のために核兵器廃絶に向けて被爆者などが行ってきた努力にこの前文では言及をしております。それで、第1条で、核兵器の開発、実験、使用、それから使用の威嚇、これらを禁止するということが明記しています。第4条で、条約は定められた期限までに国際機関の検証を受けて核兵器を廃棄する義務を果たすことを前提に、核保有国も条約に加盟できると規定していますということで、核保有国自身が核兵器を全部なくしてから加盟するというのではなくて、これに加盟することによって核兵器の禁止に向けて努力をしていくと。そのシステム、核兵器をなくすためのさまざまな手順というか、何千発というものをロシアとかアメリカは保有しているわけですから、それをどう順次なくしていくかというようなことについては、こうした中で、その後、進めていくことができるということになると思います。第8条で、条約について話し合う会議を開催していくということが述べられています。

今、陳述された水野さんからもお話がありましたけれども、昨年、条約が7月7日に国連で採択をされまして、そして今、各国による署名が開始されていて、50番目の国が批准をした、その後90日後に条約が発効する見込みだということでもあります。現在、59の国ですかね、先ほどもお話ありましたけれども、署名をして、そして10カ国が批准をした。それで順次ふえていくだろうというお話でした。

ぜひこういうことで、核兵器禁止条約と、今まで国連でさまざまな核兵器廃絶に向けての決議がされてきたわけなんですけれども、この決定的な違いとい

うのは、決議はあくまでも決議であって、実効性は伴わないわけですが、核兵器禁止条約というのは、まさに法律、国でいえば法律そのものであるわけですので、その実効性が伴ってきて、禁止に向けてのさまざまな手続が開始をされるということになると思います。今までも、例えば細菌の兵器ですとか化学兵器だとか、さまざまな兵器が国際条約によって禁止をされて、これはもう使ってはならないということになってきているわけですね。ですから、最も大量な、そして残虐な破壊兵器は核兵器です。ですから、これを国際的に禁止するということによって世界から核兵器をなくしていくことができるわけですので、ぜひそういう方向で、これが被爆者の皆さんの悲願でもありますし、私たち国民の悲願でも被爆国の国民の悲願でもあるわけですので、ぜひそういうことで、皆さん御賛同をお願いしたいと思います。

○委員長　　ありがとうございました。

ほか、意見ををお願いします。

○福田委員　　この請願の紹介をしていただきました東さんから、私の会派、江南クラブですが、持ってみえましたので、会派でいろいろ検討しましたが、やっぱり意見が分かれました。この文章から見ますと、唯一の被爆国である我が国民としては、当然、核兵器禁止条約を署名したい気持ち、そして、また核兵器の廃絶と国際平和都市を宣言している私どもの江南市議会として、そうすべきという思いがあるのは当然であると思いますけれども、近年の国政情勢を鑑みると、そう簡単ではないということだと思います。

つい最近では、皆さん御存じだと思いますけれども、トランプ大統領と北朝鮮の金正恩委員長との首脳会談、その後、すぐまた金正恩委員長が中国へ飛ぶといったようなこともありますし、これは核兵器の廃絶とは関係ないと思われる方も見えると思うんですけど、そういったこと、尖閣のこともありますし、また今、南シナ海の覇権を狙っているというようなことから考えて、我が国は米国と安全保障条約を結んでおるわけでありますので、そういったことを考えると、そう一概に、はい、そうですというような簡単にはいかないということをおもうわけであります。

また今、この前の首脳会談以降、テレビ、例えば新聞等で、コメンテータ

一、あるいは専門家の方々がいろいろな意見を述べられておりますけれども、やっぱりその方々の意見も分かれております。私もずうっと見たり聞いたりしておりますけれども、やっぱり自分自身の判断に苦しむという形で、これはそう簡単にはいけないという思いがいっぱいあります。以上です。

○委員長　　ほか、お願いします。

○河合委員　　まず冒頭に、私は決して核兵器の賛成の立場ではありませんを申し上げてから意見を述べさせていただきます。

先ほど森さんのほうからいただいた、第1条、核兵器の開発、実験、使用、使用の威嚇など禁止という、この条約の一番大事なところがあるにもかかわらず、アメリカを初め5カ国の核保有国が、この条約への参加が得られておりません。また、安全保障を核保有国の核の傘下に依存している日本や韓国、またドイツを初めとするNATO諸国も不参加を決めております。北朝鮮も参加をされておりません。そんな中、北朝鮮は、先日も新聞報道で「日本を沈める」といった声明を出しました。戦後、ここまで明確な形で我が国の安全を脅かす言動を行ったのは、北朝鮮が唯一初めてであります。北朝鮮のように、実際に核兵器の使用をほのめかし、また多数のミサイルを発射する相手に対して、通常兵器だけで抑止を効かせることが困難であり、核兵器による抑制がどうしても必要であります。

さりとして非核3原則を国是として掲げる日本が、みずから抑止力を保有する選択肢は当然ありません。国民の生命と財産を守るためには、日米同盟のもとで核兵器を有するアメリカの抑止力に頼る以外ないのが現実であります。国民の生命と財産を守るためには、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に核軍縮を前進させる道筋を追求していく必要があるんじゃないかなと思います。したがって、苦渋の選択ではありますが、核保有国が参加をしない中で、我が国が核兵器禁止条約の批准をすることは、我が国及び世界的な安全保障環境を不安定にさせる懸念が高いことから、現段階では、この意見書の提出をすることに反対の立場をとらせていただきますのでお願いをいたします。以上です。

○委員長　　ほか、全員からお聞きします。

○鈴木委員　　先ほどちょっと質問の中でも表明しましたがけれども、基本的な

考え方としては、ちょっとアプローチの仕方が違うと。もう核廃絶に関する気持ちとか、そういったものに関しては、いささかも変わるものではないんですけれども、現実的な今、河合さんのほうからあったように、核保有国がどこも参加していないという。その中で、やっぱりこういった条約に日本が批准していくことについては、逆に溝をつくってしまって、逆に現実的な橋渡しの対応ができないことも含めて、やっぱりそういう点でちょっと危惧する部分があるということで、やっぱりその核廃絶を現実的に進めていくという中においてアプローチの仕方が違うことについて、こういうことも含めて、少し、こうした請願、意見書採択について採択してということは、逆に阻害していくのではないかなという、そんなことを感じますもんですから、こうした請願に関しては不採択という一つの考え方でおりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○古池委員　我が国では、やっぱり日本国憲法に守られて戦争をしない、放棄するというような状況の中で、自分のところがそういう立場であれば、いわゆるほかの核保有国におかれましても、日本をああだこうだというようなことは絶対やってこないというふうには思います。

それと、もう一点は、やはり先ほど言われております、アメリカ合衆国を初めとして日本は守られておるわけでございます。ですから、そういう状況が変化があれば、日本もこういう条約につきまして、もっともっと検討せなにかんというふうにするわけでありまして、ですから、現時点では、この条約につきましては採択しないというようなことをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長　ほか。

○中野委員　広島、長崎に原爆が落ちて70年余りたちますが、まだ今でも被爆の苦しみに思いをされている方が日本にはたくさんお見えです。私の思いとしては1点、将来の子供たちにこういう思いを残さない、こういう思いをさせないというふうにしております。大国が今保有していて等々、世界情勢が等々ということもあるかと思いますが、小さな一歩を踏み出さなければ何も世界は変わっていかないという思いもありますので、世界人類が核兵器廃絶というのは思いだと思っておりますので、こういった小さな一歩を踏み出す意

味でも、この請願を採択していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 森委員　日本がアメリカの核のもとにあるからとか、もう一つの御議論は、核保有国が一つも加入していないではないかというのが主な意見だったと思うんですけど、核を持たない国々が核を持っている国々に対して、もうやめてくれと、その核兵器をなくそうと、なくしてほしいということで、まさに今声を上げているわけで、そして、この核兵器が核抑止力にどうしてなるのか。1発、それを5,000発持とうが、20発持とうが、例えば今のさっきの話で、北朝鮮が核兵器をもしも使ったと。これに対して、じゃあ日本にいるアメリカ軍が核兵器で応酬したということになったらどうなるんですか。核戦争じゃないですか。核戦争を起こしていいのかどうかということなんですよ、今問われているのは。

だから、1発でもあれば核戦争の危険というのはあるわけで、これをとにかくなくしていこうと。毒ガスだとか、いろんな化学兵器をなくしてきたと同じように、なくしてきたというか使ってはいけないよと。それが毒ガスが使われたんではないかとの間ありましたけど、もしそれを使ったらすれば、それはもう国際法上認められないものになったわけですから、禁止されているわけですから、だから、世界で核兵器を禁止するということを国際条約で決めることによって核兵器のない世界をつくれればいいわけで、どこかに核兵器が何発もあるということになれば、それに対する対抗措置として核兵器を持つわけですので、そういう意味で、私は核抑止力というのは、絶対に核兵器をなくしていく、その道筋にはない議論だと。やっぱり核抑止力というのは、核兵器をこっちが10発持てば、こっちはそれに対応して20発持つ。20発持てば30発持つという、むしろ核抑止ではなくて、核をふやしていく議論になっていってしまうのではないかとこの辺のところは考え方を改めていただいて、ぜひ今、被爆者の皆さんの話をされたように、二度と被爆者をつくってはならないと。そのためには核兵器を全面禁止するんだという方向で日本の政府も動く努力、日本の政府が動かないから、それで両方の政府が動かない理由は、今皆さん言われたように、核保有国と核を持たない国の橋渡し役を日本はするんだというようなことを言うわけですから

ども、一番の説得力があるのは、核兵器の被害を受けた日本が核をなくしましょうということによって世界に発信していくということが最大の発言、力だというふうに思います。

特に最後に申し上げたいのは、やっぱり国際平和都市宣言をして、もうずっと何十年、核兵器のない世界をつくろうという、そういうことで江南市も平和首長会議にも参加をして、日本と世界の国々の皆さんと一緒に核兵器のない社会を目指そうという努力を傾けているわけですし、子供たちもまた広島へ行って、そういう広島の惨状を見て、二度とあってはならないということで、そういう平和教育も進めているときでありますから、ぜひ核兵器禁止条約の締結、承認に向けて日本の政府が動くようにいくべきだと。国の政策を地方から変えていくということは可能だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○河合委員 反論があります。

誰も戦争をやりたいとか、核兵器を使いたいなんて誰も思っていないと思う。にもかかわらず、この資料にあるように、122カ国は賛成しておるにもかかわらず、核保有国が全然参加しないじゃないですか。これが現実なんですよ。この現実をどう捉えるかですよ。誰も戦争をしたいなんて思いませんよ、我々も。核兵器を使えやいいなんて誰も思いませんよ。だけど、核軍縮も進まないじゃないですか、現実問題。それで、少なくとも核保有国がこの条約にやっぱり入ってこないかん。これは絶対条件ですよ。それが入ってこない状況で、幾ら出しても一緒だ。この122カ国は、国連へ出しても5カ国は言うことを聞けへんじゃん。これが現実なんですよ。だから、森さんが言われるように、核を持っていない日本やほかの国が幾らこうやって署名して批准しても実効性がない。だから、もう少し、やっぱりこの5カ国が入ってくるような政策をやらないかんと思いますよ。

○森委員 実効性がないと言われるけど、これも禁止条約として採択されているわけなので、この条約が発効すれば、その核兵器を持っている……。

○河合委員 参加しておらんところは関係ないでいかんて。

○森委員 核兵器を持っている国を縛ることはなるんです。核兵器禁止条約ですから。核廃絶ではないので、決議とは違いますから。

○委員長 ありがとうございます。

では、牧野議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申し出がありましたので、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

○議長 これ、やめておこうか。

○委員長 いいですか。

○議長 個人として言いたいんだけど、何か議長として……。やめておこうか。

○河合委員 委員外議員の発言を求める場合は、委員会が認めておかないかんわ。我々に聞いてもらわないかん。

○委員長 御異議ありませんか。

〔「異議あります。発言はしてはいけません」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長の権限だよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 お一人でも反対の意見が出ましたので、私の判断で発言は取りやめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休 憩

午前11時48分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第19号を採決したいと思います。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手少数です。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

午後1時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第43号のほうにまた戻って進めてまいります。

続いて、教育部教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長　　よろしく申し上げます。

教育課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の106ページ、107ページをお願いいたします。

106ページ上段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は13万6,000円でございます。内容につきましては、右側107ページの説明欄をお願いいたします。

研究指定校調査研究事業といたしまして、愛知県教育委員会が推進するキャリア教育の中で、地域の方を招いての講話や体験活動などを実施し、児童が働くことや生き方に対する自分の考えを深める研究を行うものでございます。この事業は、県からの委託金を全額事業費に充ててまいります。

続きまして、106ページ中段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は877万3,000円でございます。内容につきましては、右側107ページの説明欄をお願いいたします。

学校施設改造事業の13節委託料でございますが、これは校舎の建築年度や現状の老朽ぐあいを考慮し、古知野東小学校、布袋北小学校の便所の改造に係る設計業務を委託するものでございます。

その下、14節使用料及び賃借料でございますが、本年度実施する宮田小学校の便所改造工事に当たり、敷地内の駐車場を工事の作業場所としますので、その期間、別の駐車場を借り上げる必要が生じたため、お願いするものでございます。

はねていただきまして、108ページ、109ページをお願いいたします。

108ページ上段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は307万9,000円でございます。内容につきましては、右側109ページの説明欄をお願いいたします。

学校施設改造事業の13節委託料でございますが、先ほどの小学校費と同様に、校舎の建築年度や現状の老朽ぐあいを考慮し、古知野中学校の便所の改造に係る設計業務を委託するものでございます。

その下、14節使用料及び賃借料につきましては、本年度実施します北部中学校の便所改造工事に当たり、敷地内のテニスコートを駐車場とするため、

必要な期間、代がえのテニスコートを借り上げるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　キャリアスクールプロジェクト事業ですけれども、今まで中学生を対象にしていろいろな職場体験なんかをやっていたと思うんですけど、今回小学校なもんですから、実際にはどういう目的で、今回は県の指定校みたいですけど、今後、こういうことが小学校にもずうっと広がってくるのかどうか教えてください。

○教育課管理指導主事　キャリアスクールプロジェクトのことなんですけれども、どの小・中学校もキャリア教育については江南市の事業として進めさせていただいているところなんですけれども、今回、このキャリアスクールプロジェクトというのは、愛知県教育委員会のほうから指定された県内の18小・中学校、詳しく言うと小学校が12、中学校が6の教育委員会が指定されていて、所管する公立小・中学校から1校だけモデル校として選定しまして、系統的なキャリア教育を推進していくという事業です。江南市の今やっているキャリア教育に乗っかって、その事業も進めていくという形になっております。

○森委員　そうすると、ことしだけではなくて、これからも古知野南小学校で、ずうっとこの指定がされていくのかということと、こことほかの学校とはどういうふうに違うんですか。

○教育課管理指導主事　これが残念ながら1年だけの事業で、結局18の市町村が1年ごとに変わっていくと。予算が特別につけられるという形になっていきます。余分にちょっとお金をいただけるので、学校としては、今まで江南市で進めているキャリア教育に対して学校で教育活動を組まれているんですけども、その活動を推進するに当たって、今までできなかったことが今年度余分にできるという形になってきます。

○森委員　私、自分の感覚で、中学校でいろんな職場体験をやって、実際にいろんなところで中学生が頑張っているところを見かけて、あっと思っていたんですけど、小学校も実はこういう活動をずうっとやっているということ

だね。

- 教育課管理指導主事　はい、そのとおりで、1年生から6年生まで、結局は働き方や生き方について自分の考えを深めていくというところが大事なところで、それを1年生から系統的に見て6年生まで教育を進めているという状況です。
- 鈴木委員　これはカリキュラム的に、その時間というのは、期間というのは今1年間と聞いたんですけど、1年間というと、ちょっと私、総合学習とか、そういうカリキュラム的にはどういうふうに組まれていますか。
- 教育課管理指導主事　今、委員さんがおっしゃいましたように、各学校では総合的な学習の時間を利用して計画を進めております。
- 鈴木委員　そうすると、今までも総合学習というのは、これ以外にもいろんなものがあると思うんですが、これは、つまり1年生から6年生まで幅広い学年なんですけど、これはずうっと総合学習を全て充てていくという感じでよろしいのでしょうか。それとも一定の総合学習の時間を割くという考え方、これはどうなんですか。
- 教育課管理指導主事　今、後者のほうです。総合的な学習の時間の中の一部がキャリア教育を進めていくという時間に充ててあります。
- 鈴木委員　はい、わかりました。
- 河合委員　北中のテニスコートを駐車場にするから使えないんですよね。これは今、緑地公園と、それから短大のテニスコートも借りると聞いておるんですけど、これは部活だけですよね、使っているのは。違うんですかね。授業にも使っていますか、テニスは。
- 教育課長　授業では使っておりませんでして、部活だけでございます。
- 河合委員　短大なんかは土曜日・日曜日を使う。それは調整するわけだね。それで、部活というのは今、何曜日と何曜日、朝練は多分やってみえるんかね、今でも。その辺のところはどうなんですかね。どれぐらい利用されるんですかね。
- 教育課管理指導主事　多忙解消のプランの中でも、方針の中でも出させていただいたんですけど、今、各中学校のほうは、朝練のほうは週1回は休みにしましょうと。それから、午後からも週1回の活動はやめにしましょうと。

これが平日です。それで、休みの場合は、2日間の中のうち1日、それも午前中・午後という、大体4時間ぐらいになると思うんですけども、その時間を決めて今部活動が行われております。

○河合委員　　じゃあ、この部員の方は、多分短大は近いから、中学校もそんなに距離が離れておらんでいいんだけど、この緑地公園は、結局自転車で行かせるしかしようがないと思うんだけど、その辺の安全面は大丈夫ですかね。

○教育長　　安全面については当然必要なもので、北部中学校のほうにもその辺の指示はしてございます。当然自転車で移動することになると思いますし、多くは夏休みの期間、全然使えないということになるものですから、夏休みの活動が主になっていくんではないかなあと。平日の朝は、恐らく活動はないだろうというふうに想定をしております。夕方の長い日暮れの間は夕方も使うかもしれませんが、考え方としては夏休みに使えるように確保してあげたということでございますので御理解ください。

○河合委員　　わかりました。

○鈴木委員　　関連してというか、同じく小学校の宮田小学校の駐車場敷地借り上げ料ということでありますが、具体的にどの辺の場所なんでしょうか。、支障がなければ。

○教育課長　　今予定してございますのは、宮田小学校の大きな交差点の対面にある、前ファミリーマートがあった、今空き地になっておりますが、あそこを予定してございます。

○鈴木委員　　借りる期間は。

○教育課長　　借り上げの期間は、夏休み中は必要ないものですから、9月から11月末までを借りる予定でございます。

○鈴木委員　　私、こういった便所の学校にかかわる施設の工事というのは、大体休みの期間に全て終わるものと思ったんですけども、今の話を聞くと、9月、10月と今言われたということは、実質三、四カ月かかるというふうな工事になるということですか。

○教育課長　　はい、おっしゃるとおりでございますして、使用できなくなる期間としては7月の中旬ぐらいから11月の下旬ぐらいを予定しておりまして、工期自体もそれぐらいの期間を予定しております。

○鈴木委員　　ちょっと関連してですけど、当然その夏休みの期間は基本的に取り扱わなくていいんですけど、学校が学期が始まったときの代がえのトイレというのは何か考えられているのでしょうか。それともほかの校舎を使うとか、ちょっとその辺だけ。

○教育課長　　改修自体は1棟ごとやっていくことと、あと仮設の外トイレも設置をいたします。

○鈴木委員　　はい、わかりました。

○森委員　　それで、ことし、宮田小学校をやって、またもう既に来年3校、小学校2校と中学校1校の予算というか計画が出たんですけど、実際には残りも含めて何年までにということで見通しが立ったかと思うんですけど、その辺の計画、その辺をちょっとはっきりしていただきたいなと思います。

○教育課長　　今後の計画でございますけれど、平成31年に、先ほどお話のありました古知野東小学校、古知野中学校、布袋北小学校をやっていきたいと。これはあくまで国の補正予算がついた上でという前提でございますが、そして、平成32年も3校、平成33年4校、こちらにつきましては今後、実施計画を上げていきたいと思っております。

○森委員　　それで、平成33年の4校というのが思い切ったことになるんですけど、これは予算的には大丈夫ですか。

○教育課長　　平成33年の4校につきましては、従来、前回の改造年度の古い順からという一般質問などで答弁をさせていただいておりますけれど、最後のほうの学校につきましては、例えば老朽化による管工事だとか、そういったものが必要ない場合も多々ございますので、実際には、今計画しておるのは、管工事が必要ないところは洋式化といった建築工事のみになるろうかと思えます。

○森委員　　はい、わかりました。

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の108ページ、109ページをお願いいたします。

108ページの中段をお願いします。

10款4項2目文化交流費で、補正予算額は996万7,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、109ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

文化財保護事業は戦略プロジェクト事業でございますが、文化財保護助成金として240万円の補正をお願いするものでございます。

南山区のみこし等の修復によるコミュニティ活動の活性化事業が採択されたことに伴い、南山区へ助成金を交付するものでございます。なお、特定財源としてコミュニティ助成事業助成金を計上するものでございます。

その下の国指定重要文化財「曼陀羅寺正堂」保存修理補助事業は、政策的事業として756万7,000円の補正をお願いするものでございます。

事業内容につきましては、江南市文化財保護補助金交付要綱に基づき、曼陀羅寺正堂の保存修理事業に対し補助金を交付するものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　ことしの9月ぐらいでこれは完成すると思うんですけど、前、最初に全体の費用と国の補助金とということ、それから実際に曼陀羅寺さんが出される金額というので、最初の当初、補助金が始まる時にあったと思うんですけども、結果として今どういう、総額の費用について、ちょっと説明していただけるとありがたい。

○生涯学習課長兼少年センター所長　総事業費といたしましては3億3,488万8,000円でございます。国の補助金が、そのうち2億5,116万6,000円でございます。県の補助金が2,344万1,000円でございます。市の補助金が2,511万7,000円でございます。所有者は曼陀羅寺ですが、3,516万4,000円でございます。合計が3億3,488万8,000円でございます。

○森委員　完成が9月の末だったと思うんですけど、いつになるの。

○生涯学習課長兼少年センター所長　契約工期といたしましては9月27日を

予定しております。

- 森委員 たしか一般質問のときにも出たんですけど、これは完成したときにお披露目というか、見学会だとか、何かそういうのって予定されているんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 曼陀羅寺に確認しましたところ、現在のところ、9月18日、19日の2日間の予定をしております。
- 森委員 内覧ですね。わかりました。
- 福田委員 おみこしの南山区の助成金ですけど、これは240万円ということとはコミュニティ助成金で来ているんですが、これは、実際かかる240万円で完成というか、地元負担はなくして、この240万円で終わるということですか。地元負担もあるの。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 この助成金につきましては10万円未満が出ないということで、区の負担といたしましては、その10万円未満の6万3,000円となります。
- 森委員 それだけでいいの。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 はい。
- 福田委員 これは、助成を受けるためには、まず市のほうにこういう形で申請をして、この助成の競合するところがあったら、くじ引きとか順番とか、そういうあれは江南市としてはあるんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 担当は地方創生推進課のほうになりますが、抽せん会をしてということで聞いております。
- 福田委員 抽せん会ですね。それで、これは毎年毎年、江南市がこれを受けられることができるのか、それとも毎年は無理ということで、県かな、これは、特定財源が毎年毎年、江南市に幾らぐらいはいいですよという通知とか、そういうのはあるんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 ちょっと担当の課ではないので詳しい内容はわかりませんが、毎年、一応今のところは上がっております。
- 河合委員 宝くじのあれだから、宝くじの売り上げさえあればオーケーだから……。
- 委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 25 分 休 憩

午後 1 時 25 分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。
- 福田委員 今、河合さんから言われたんですけど、それは先ほど課長が答えられたように、申請して抽せん順番でそういうふうになっているかということですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 申しわけございません。ちょっと担当が地方創生推進課になりますので、詳しい内容はちょっとわかりかねます。
- 福田委員 はい、わかりました。
- 河合委員 この間、多くて、6つ出てきておって、予備抽せんをして、般若が一番くじを引いたんですけど、本抽せんになったら6番になってしまって、結局、だから今はもう平成33年度まで埋まっちゃっているもので、今度から出てくる分は、またその後で抽せんになるのかなあ、早い順になるのかよくわからんけど、もう今はほとんど埋まっておる。250万円までいいもので。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、スポーツ推進課所管の補正予算について御説明申し上げますので、歳出について説明をさせていただきますので、議案書の110ページ、111ページをお願いいたします。

10款教育費、5項保健体育費、1目スポーツ推進費、所管課はスポーツ推進課で、補正予算額は3,690万8,000円でございます。内容につきましては、右側111ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

スポーツプラザ維持運営事業のトレーニング室等管理委託料につきましては、入札を行った結果、トレーニング室管理委託料委託契約により752万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、スポーツプラザ整備事業の市営グラウンド・テニスコート改修事業につきましては、市営グラウンドのスタンド、ベンチ、夜間照明等の塗装、バッ

クネットの張りかえ等の改修工事として2,003万4,000円の増額補正をお願いし、また現在はK T Xアリーナの臨時駐車場の通路として使用している市営テニスコートの復旧に合わせて、土のアンツーカーコートから砂入り人工芝に改修する工事として3,910万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、スポーツセンター建設事業につきましては、入札を行った市民体育会館解体工事の契約締結により572万4,000円の減額補正をお願いし、スポーツセンター外構工事につきましても、入札を行った結果、入札結果より当初の予算額より572万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、市営グラウンド・テニスコート復旧工事費につきましては、市営テニスコートを砂入り人工芝への改修をお願いすることから、当初予算額の復旧工事費の全額を減額し、そのうち市営グラウンドのみ復旧工事として1,744万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、スポーツ推進課の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　最初に、トレーニング室の関係ですけれども、これは減額になった部分についてはそのとおりだと思うんですけど、問題は、なかなか案外利用が少ないよというような話も聞いているんですが、その内容ですけど、トレーニング教室だとか、そういうような予定というのは今後ずっとあるのかどうか。それがないと、なかなか一般の人が利用しにくいのではないかと。ということと、もう一つは、個人的に一人一人利用する場合のメニューの作成というのが、もう現実にはやられているのかどうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　今、委員の御質問にありましたトレーニング室でございますけれども、平日はまだ若干利用が少ない状況でありまして、ただ、5時以降の夜間につきましては、おおむね人がたくさんお見えになっている状況でありまして、こちらはメニューという話ではありませんけれども、こちらにつきましては、一般質問で中野議員の質問にも答えさせていただきましたが、現在、個々の利用者に対してのプログラムメニュ

一という部分にまでは作成をしておりませんが、具体的にどんなような形で利用したいでありますとか、おおむね減量を目的にするとか、そういった部分の委託業者はノウハウがございますので、今現在、そちらのほうと協議しながら、そのお知らせ用のチラシ等を作成しながら、利用者に対して利便性を高めるようなチラシを作成してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それと、教室という部分でありますけれども、こちらについてはトレーニングジムのほうについては特にはございませんが、フィットネススタジオは今現在、週21教室を開催しております、こちらについてはそれぞれ予約制ということで受け付けをしております、おおむね定員が30名から40名という範囲でありますけれども、大体ほぼ8割方埋まっているような教室の開催状況でございますので、よろしくをお願いします。

- 森委員　この委託料の中には、個人的なプログラムメニューというのか、そういうものを作成していくということについては、入っているんですね。特にないんですか。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　個人的なプログラムメニューの作成までは委託費には入ってはおりません。
- 森委員　実際には、かなり器具を利用するに当たって、その人に合ったものを示していかないと逆効果になることだってあるわけなもんだから、あなたの今の体の状態ではこういうふうにしたほうがいいのか、ここまでいくとやり過ぎだよとか、そういうものというのは。それから血圧の状態だとか、そういうようなものでやっていくんじゃないかと思っていたんですけど、それでないと逆効果になる可能性もあるわけなので、大丈夫なんですか。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　先ほどトレーニングメニューの作成まではしておりませんというような話をしましたけれども、器具の説明でありますとか、ジムには人が常時2名ほどおりますので、そういった運動プログラムのどういったメニューをしたら効果的かというのを、尋ねていただければ指導を行っている形はとらせていただいております。
- 森委員　委託のその中にそういうものが入っていないということが、ちょっとまず問題かなあと思うんですけど、本当、健康増進に役に立つというこ

とと逆効果にならないということのためにも、ちょっとその辺のところは配慮していただければなあというふうに思います。

それで、このスポーツプラザの整備事業の関係ですけど、地方債で430万円の減額で、逆に言うと一般財源で4,120万円も……。

〔「430万円」と呼ぶ者あり〕

○森委員 430万円の減額で、一般財源は4,120万円ふやさなきゃならないということになっているわけなんですけど、この辺の関係はどうなんですか。総額でこれだけ補正額がふえているんだから、地方債をこんなに減らさないでと単純に思うんですけど、メニューが違うんだろかなあとは思いますが。メニューが違うんだろかなあとは思いますが、言ってみれば地方債が使えないのかと、この新たなテニスコートの改修工事や何かでという思いもあって伺っているんですけど。

○スポーツ推進課副主幹 こちらの地方債につきましては、学校教育施設等整備事業ということで……。

○森委員 学校。

○スポーツ推進課副主幹 はい。起債額がスポーツセンター外構工事費から工事監理委託料を引いた額、当初は2億203万6,000円の額の75%が起債額として載っておりました。これが、外構工事費が今回減額になりましたので、その分を計算し直して今の地方債の額になったというところです。

○森委員 そうすると、それ以外の新たな事業のほうでは起債は起こせないということですか。特にグラウンドの照明、それからテニスコートの改修。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 今回お願いしていますスポーツプラザの整備事業につきましては、起債対象とはならないものでございます。

○森委員 それで、今回も極めて複雑で、こちらで減らして、こちらでふやしてという複雑な予算になっているんですけど、総額で、もうそろそろ体育館のスポーツセンターの建設事業で実際にどれだけかかったかということが総括的に費用が出てくるんじゃないかと思うんですけど、建設事業約30億円とか、その前のプールの解体費用ですとか、それから今出ている外構工事ですとか、そういうのを合わせて実際にどのぐらいかかっているのか。40億円までは行かないかなとは思いますが。その辺、わかりますか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　まだ最終的な決算の数字ではございませんが、今現在の概算にはなりますけれども、説明させていただきます。

まず設計委託、工事監理委託等で1億1,760万円、新体育館建設工事の本体として、本体の建築、管、土木、空調工事で29億8,300万円、それと、旧プールとか、今の旧体育館の取り壊し工事も含めた附帯工事としまして、こちらが5億600万円、そのほかに体育館の事務用備品等購入費で8,340万円、合計いたしますと36億9,000万円でございます。

○森委員　　外構工事は、この今言われた中のどこに入ってきますか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　解体、外構工事等ということで、附帯工事と申しましたが、こちらの部分で5億600万円ということでございます。

○森委員　　解体と外構が入るんですね。

○委員長　　ほかありますか。

○福田委員　　その下のテニスコートの改修工事のことについてちょっと伺いたいと思うんだけど、かなり大がかりな改修工事だと思うんですけども、以前のアンツーカーコートの設置をしたのは、どのぐらい前だったということとわかりますか。後からでもいいですけど。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　おおよそではありますけど、昭和51年ごろの設置かと思います。

○福田委員　　大体、体育館の建築と同じぐらいのところですね。

それで、今回は、これは本会議の議案質疑で、たしか鈴木さんだと思うんですけど、この砂入り人工芝という形をとられるわけですけども、これの耐久年数というか、そういうのは見積もりのときに大体は把握してみえたんですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　一般的ではありますけれども、おおむね耐久年数が10年というものの製品です。

○福田委員　　そうしますと、また少しずつでも悪くなったら補修をしていかなければならないということを感じなければいけないわけですね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　はい、そのような改修になるか

と思います。

○福田委員　それから、江南市内でテニス人口といいますか、テニス同好会とかテニス何々クラブとかというのはたくさんあると思うんですけど、そのテニス人口というのは大体把握されていますか。わからなければ、まあいいですけど。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　申しわけありません。正確な愛好者の数というものは把握はしてございません。

○福田委員　同好会の方が長年の夢がかなったとかいうことを言われていましたので、多分喜んでみえると思いますけれども、江南市のテニス人口ということに対比して予算化をしていかないと、ほかの例えばグラウンド・ゴルフ協会とか、そういうところでグラウンドを持ってないところがあるものですから、そういうことを今後ちょっと考えながら進めていっていただきたいなあというのが、今私の質問した事柄の大まかなことであります。

それからもう一つ……。何だったか忘れちゃった。後からまた思い出したら。

○委員長　ほかありますか。

○河合委員　最後に1つだけ。一般質問で幅議員が聞いたんですけど、私も土・日よく利用しておるんですけど、1階のロビーというか、あそこで多くの方が食事をされているんですね、弁当を。やはり幅議員も軽食等の自販機が置いたらどうだという質問をされたと思うんですけど、ちょっと答弁がよく聞こえなかったんですけど、はっきり答弁していただけませんか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　一般質問でもお答えさせていただきましたが、旧体育館で利用者からの軽食販売の声がなかったという部分と、KTXアリーナにつきましても、販売の予定は今のところ考えておりませんので、もし軽食等、昼に当然またがる部分もありますので、必要があれば御持参をしていただくか、また、あるいは近隣の飲食店の利用をお願いしてまいりたいと考えております。

また、軽食を販売する場合におきましては、自動販売機の対応となりますので、利用者の意見を聞きながら自動販売機の契約の更新にあわせて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- 河合委員 役所でもそうだけど、どこでも目安箱というか意見の箱とか、あれをいつ置いてあるんですか。毎日投書するで。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 こちらも一般質問のお答えもさせていただきますけれども、利用者の声を聞くという意味で、そういった意見投書箱と申しますか、そういったものについては対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。
- 河合委員 わかりました。
- 森委員 関連で、私も一般質問を聞いていて思ったんですけど、例えば市役所にも福祉施設の人が、あれは曜日を決めてですけど見えているもので、例えばああいうところで希望するところがあれば、それを出店を認めてあげるとか、かなりオープンなスペースがあって、あれはいいと思うんですけど、あそこがそういう形で、そこでお昼を食べて、また午後の活動に入れるとか、そういうことであるならば、そういう軽食だとか、今言った、いわゆる飲料水だけではない自動販売機とか、そういうことができる本当はいいかなと思います。ぜひ御検討ください。
- 教育部長 これから利用される方の御意見を伺いながら検討していきたいと思っておりますが、常時の軽食の販売については自動販売機での対応になるのかなと思っております。その対面での販売につきましては、例えばそれを常時対面での販売所を置くということは、ちょっとなかなかできないと思っておるんですけど、例えば大会が開かれて、その大会の方たちの要望でそういった要望があれば、その大会の参加する方たちを対象とした対面での販売というのは検討の余地があるかと考えております。
- 委員長 ほかによろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 では、委員として私が発言したいと思っておりますので、会議規則第118条の規定により副委員長に交代します。
- 副委員長 委員長にかわりまして議事を進めます。
- 尾関委員 市営テニスコート改修工事の件でございますが、今回クレークコートからハイブリッドコートへかえるということだと思っておりますけど、議場で部長答弁の中で、ハイブリッドのほうがけがが少ないという発言があった

と思うんですけど、私が調べた限りはクレークートのほうがけがが少ないという話を聞いたことがあります。何でかという、テニスの根本で、青少年育成でテニスコートを使う場合は、ハイブリッドよりもクレークートのほうがふさわしいという見解が結構出ていまして、それで、体育館さんとどういう経緯でハイブリッドにすることになったかということが聞きたかったのが1つと、あと、もちろんこのハイブリッドというか砂入り人工芝のほうが圧倒的に管理が楽だという話を聞いていて、職員さんの管理上の負荷も和らげられるんですけども、仮に天候によるクレークートが使いづらいということであれば、金額がわからないんですけども、例えばクレークートの上部に屋根をかけるとかして、クレークートのまま続投するということとか検討をしたのか、ちょっと実は市民から意見をいただいたんで、クレークートがなくなっちゃうことが惜しいよねという意見をいただいたので、私なりに調べたら、協会さんも多分しっかりといろいろ検討されて、ハイブリッドのほうが結果的にいいんじゃないかということで市のほうに提言されたと思うんですけど、その辺の検討のプロセスがあったのであれば、ちょっと教えてほしいんですけど。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　検討の経緯という部分でございますけれども、今回テニスコートを土のコートから砂入り人工芝というものにかえていく予算をお願いしているわけでありましてけれども、土のコートのよさもありますし、砂入り人工芝のよさもという部分もありますけれども、けがの度合いという部分では、さほど変わりはないかなというふうに考えております。

それと、砂入り人工芝にするという部分の理由ではありますけれども、こちらは江南市のテニス連盟からの要望でありますとか、土のコートでありますと、冬季の間、どうしても土でありますので、なかなか使用ができないという部分がありましたので、そういった維持管理的な部分も考慮しまして、今回、砂入り人工芝のテニスコートにかえていこうということを判断して今回予算を上げたという部分でありますけれども。

○尾関委員　もう一つというか、まだお答えいただいていないんで、屋根をつけるかつかないかの検討はされましたか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 屋根という部分の考慮は、検討はしてはおりませんが、屋根をつけるということになりますと、また莫大な工事費も必要となることから、今回は屋根については検討はしていません。

○尾関委員 承知しました。

○副委員長 じゃあ、委員長に戻します。

○委員長 ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 52 分 休 憩

午後 1 時 53 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第45号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 議案第45号について説明をさせていただきますので、議案書の123ページをお願いいたします。

平成30年議案第45号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定め

るところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,863万7,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては、124ページに掲げてございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書を125ページから127ページに掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

続きまして、128ページ、129ページをお願いいたします。

上段でございます。

今回の補正予算の財源であります歳入予算でございますが、2款国庫支出金、2項国庫補助金、4目事務費補助金で328万3,000円。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、事務費繰入金として450万5,000円でございます。

次に、歳出の補正予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

同じページ下段をお願いいたします。

1款1項1目総務管理費で、補正予算額は778万8,000円でございます。内容につきましては、129ページ下段の説明欄をお願いいたします。

介護保険システム等改修事業で778万8,000円の補正をお願いするもので、介護保険制度の改正に伴い、介護保険における利用者負担割合の見直しなど現行システムの改修を行うものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 今、ちょっと利用料の改定ということの説明があったんですけども、実際にはどういう改定が行われるのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○高齢者生きがい課長　　まず、法定改正等の内容としまして3点ございます。高額医療介護合算サービス費の見直し、それから高額介護サービス費の見直しの年間上限の設定及び介護保険における利用者負担割合の見直し、この3点でございます。

高額医療合算介護サービス費の見直しにつきましては、平成30年8月より現役並みの所得者が細分化されることによりましてシステム改修を行うものでございます。現行、現役並み所得者、住民税課税所得145万円以上の方の限度額を67万円としておりますものを370万円以上770万円及び770万円以上1,160万円及び1,160万円以上と細分化をするものでございます。

次に、高額介護サービス費の見直しの年間上限の設定につきましては、住民税課税世帯の方、月額4万4,400円の区分に該当する方の年間上限の設定でございます。これは、平成29年8月1日から1年間分の自己負担額からの者が対象となります。対象となる世帯は1割負担者のみの世帯であるということが原則になり、申請により償還払いとなるものでございます。

次に、介護保険による利用者負担割合の見直しにつきましては、現在2割負担者のうち、特に所得の高い高齢者の負担割合が3割となるものでございます。これにつきましても本年8月から対象者が2割から3割になるというものでございます。以上の3点でございます。

○森委員　　やっぱり利用者負担が、もともと1割負担だったものが2割負担になり、さらに3割負担になるということで、本当に高齢者に、特に介護されている方にとっては本当に大きな負担になっていきます。それで、一定の所得があるからということなんですけど、家族の場合に、特に世帯主とか所得の高いほうの人がこういう制度を利用していくということになると、本当に家族全体の生計費そのものにかかわってくるということになるので、本当に何のための介護保険なのということが今改めて問題になってきているので、国の制度とはいえ、非常に苛酷な制度改正だなあと言わざるを得ないと思います。特にこれで、実際にシステム改修で、しかもこの前、生保のときにも言ったんですけど、こういう国の制度改正の中でも全額が負担にならないで一般会計から450万円も繰り入れなきゃならないという状況もあるので、もうこの点についても非常に問題だなあと思います。以上。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 02 分 休 憩

午後 2 時 02 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 45 号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

資料につきましては会議システムに登録させていただきましたので、タブレットからごらんいただきたいと思います。

今年度、当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めていただきたいと思います。なお、昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてありますので、御参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題とします。

御意見はありませんでしょうか。

〔「特に」と呼ぶ者あり〕

○委員長 特によろしいですかね。平成 29 年度と引き続き同じ調査事項で進めさせていただいてもよろしいでしょうかね。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　では、今年度の当委員会の調査事項は、昨年同様で進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　異議もないようですので、今年度の当委員会の調査事項は、昨年に引き続き6項目で進めさせていただきます。

行政視察調査日程について

- 委員長　続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

タブレットは次のページとなっております。

事前に私のほうからお諮りさせてもらったといたしますか、御意見をいただきたいということで日程の調整をさせてもらったつもりでおりますが、C案の10月29日から11月1日の4日間のうちで進めたいと思っておりますが、御意見はございますでしょうか。

- 森委員　私としては非常に困りますということで申し上げておいたと思うんですけど。

- 委員長　たしか29日に予定が入っていらっしゃるんですでしたか。

- 森委員　できれば、B案なりC案なりでいきたいんですけど。例えば、A案の16日が江南丹羽ということですから、17日、18日、19日ではいかんのかとか。

- 委員長　B案は河合委員が尾張北部です。

- 森委員　それは真ん中に入っちゃっているのでいかんのですけど。

〔発言する者あり〕

- 委員長　私が打診したのはC案で、実際16日に江南丹羽の議員代表者会議があって、あと私が18日にコミュニティ・スクールの委員で学校に出してしまうというのと……。

- 委員長　まず、例年どおり2泊3日で進めさせていただく方向でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、まず2泊3日で開催させていただくということでいきますが。

○森委員　　いや、途中で帰ってきます。

ぎりぎり最悪な状態なんですけどC案は、それでも、じゃあ29日はあけていただいて、30日、31日で何とか調整していきます。

○委員長　　よろしいですかね。

○森委員　　はい。

○委員長　　まことに恐れ入ります。

それでは、10月30日、31日、11月1日という3日間ですね。3日目はクールビズが外れてしまいますが、まあそこはネクタイだけはお持ちいただきたいということで、この3日間で実施していきたいと思っております。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　　続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題とします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議をお願いしたいと思います。

どこかよい候補地はございますでしょうか。

○森委員　　候補地というよりは、今あれになっている給食センターの建てかえの問題で、どこかを。もう既に実施されているところなどがあると思うんですけど、そういうところを加えてもらえるといいかなと思います。

〔発言する者あり〕

○福田委員　　今の森さんの意見で考慮して、正・副委員長で出してくれませんか。

○委員長　　ありがとうございます。はい、わかりました。

それでは、森委員から給食センターの建てかえに際して事例があるかというところを考慮しながら、特に場所はまだお話になかったものですから、その辺も含めて私たちで……。

〔発言する者あり〕

○委員長　　その他につきましては、相手先の都合もありますので、その場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ありがとうございます。

御異議もないようでありますので、それではそのように進めさせていただきます。後日御報告させていただきます。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　今年度の当委員会の研修会を次に議題とさせていただきます。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、議会会議や視察がないところになるろうかと思えます。また講師の都合もあるので、本日は、まず研修テーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思っております。特にありませんでしょうか。

○河合委員　　ちょっと総務委員会のあれを聞いたんだけど、総務委員会のほうのテーマが非常によさそうなテーマだもんで、もしあれだったら一緒にやったらどうかなあと。内容は、ど忘れしちゃったでいかんけど、全市的なあれでね。もしあれだったら相談してもらえばいいし、単独でもいいんですけど。

○委員長　　ほかの常任委員会と調整して同時開催もあり得る。

○鈴木委員　　中身もちょっと聞かせてもらおうあたりは、今……。

○河合委員　　正・副委員長に一任だでええ。

○福田委員　　大体そうですよ。正・副委員長に案を一任しておいて、これはどうですか、2案ぐらいから決める。それが特権だから決めやすい。

○委員長　　それが単独であるか合同であるかということですね。

〔「御一任します」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、また今の……。

○福田委員　　御苦労かけるけど、それでいいんだ。

○委員長　　それでは、今の件につきまして、また別に御異議とか御提案があ

りましたらお受けしますので、事務局にお知らせいただきたいと思います。

9月の委員会の折に皆様方の御意見、御提案などを踏まえて、また改めて御相談いたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 次です。

市民と議会との意見交換会についてです。こちらのほうを議題とさせていただきます。

この件につきましては、5月22日火曜日に開かれました議会改革特別委員会において今年度の開催方法等が協議されておりますので御報告させていただきます。

日時は、8月18日土曜日、午前10時からです。場所は、江南市民文化会館で開催したいということです。当日は、全体会を15分程度、第1会議室で開催して、その後、委員会ごとに分かれて分科会を開催いたします。

厚生文教委員会は、全体会に引き続き第1会議室で分科会を行います。

なお、委員の皆様には、きょうの委員会協議会終了後、委員会のテーマや当日の役割分担を決めるため打ち合わせの時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。協議会の後、もう一度、御検討いただく時間を設けさせていただきます。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本日は、朝から長時間にわたり議案に対して闊達な御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。ふなれながらも一生懸命やらせていただきましたが、まだまだこれからも1年間かけて精査して成長していきたいと思っております。よろしく願いします。きょうはありがとうございます。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

午後2時15分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 尾関 昭

厚生文教副委員長 中野裕二